

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社小野組

住所：新潟県胎内市西栄町 2-23

2. 指名停止措置期間 自 令和5年12月15日 1ヶ月

至 令和6年1月14日

### 3. 事実概要

株式会社小野組の元常務取締役は、新潟県新発田地域振興局発注の「平木田柳原地区取水工第1次工事」の入札に関して、入札価格を調整し、公正な入札を妨害したとして、令和5年10月11日、公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕された。

### 4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第8号ロに該当する。

<指名停止措置要領別表第2第8号ロ>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	イ 2ヶ月以上12ヶ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	ロ 1ヶ月以上12ヶ月以内

#### ○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所

総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫

茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564